

新型コロナウイルスに関連した感染症について
関係省庁における対応状況一覧

1月30日（木）9時

(1) 内閣官房

- ・ 1月23日、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」ポータルサイトを開設
- ・ 1月27日、首相官邸ホームページにて「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」を公開

(2) 警察庁

- ・ 1月15日、警備第二課長を長とする対策室を設置
- ・ 1月26日、警備局長を長とする対策本部に改組

(3) 消防庁

- ・ 1月16日、都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第一次応急体制）
- ・ 1月28日、都道府県消防防災主幹部（局）を通じ、消防本部に対し、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認する事務連絡を发出

(4) 出入国在留管理庁

- ・ 1月25日、厚生労働省からの依頼を受け、中華人民共和国への渡航者に対する注意喚起のポスターを各出入国港の出国審査場等へ掲示
- ・ 1月29日、地方出入国在留管理局に対し、中国からの直行便を利用した乗員・乗客の上陸審査等に従事する職員については、マスクを着用させ、うがい及び手洗いを徹底させるよう指示する通知を发出

(5) 外務省

- ・ 1月6日（1件）、8日（1件）、9日（2件）、14日（3件）、20日（2件）及び21日（2件）に感染症スポット情報を发出
- ・ 1月21日、中国に対して感染症危険情報レベル1を发出
- ・ 1月22日、感染症スポット情報及び感染症広域情報を发出
- ・ 1月23日、武漢市の感染症危険情報レベル1をレベル2に引き上げ
- ・ 1月23日、在中国大使館に対策本部設置
- ・ 1月24日、外務本省でタスクフォース立ち上げ

- ・ 1月24日、武漢市を含む湖北省全域の感染症危険情報をレベル3に引き上げ
- ・ 1月25日、在中国大使館に武漢市在留邦人向けホットライン開設
- ・ 1月26日、外務省内タスクフォースを対策室に格上げ
- ・ 1月26日、湖北省滞在者の帰国希望調査実施
- ・ 1月26日、武漢に大使館職員を派遣
- ・ 1月26日、日中外相電話会談
- ・ 1月27日、在中国日本国大使館職員10人（在中国大使館特命全権公使・医務官を含む10人）が武漢市入り
- ・ 1月29日早朝、チャーター機が東京に向けて出発。206人が同日午前8時40分頃、羽田空港に到着
- ・ 1月29日、武漢天河国際空港にて、チャーター便で武漢まで輸送した支援物資（マスク・手袋・防護服等）を中国側に引き渡した
- ・ 1月30日、午前6時頃、チャーター機の第2便が東京に向け出発。210人が同日9時頃、羽田空港に到着。第1便同様、現地の在留邦人及び中国に対して支援物資（防護服、ゴーグル等）を搬送。

（6）財務省

- ・ 1月17日、税関に対し、武漢直行便の旅客に対応する職員はマスク等を着用するほか、うがい・手洗いを徹底するように指示
- ・ 1月20日、税関に対し、武漢直行便に限らず、全ての中国からの直行便について、上記の対応を徹底するように指示

（7）文部科学省

- ・ 1月6日、大学病院に対し注意喚起を実施
- ・ 1月16日、文部科学省関係機関に対して情報提供や協力要請等を実施
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後直ちに文部科学省新型インフルエンザ等対策本部を開催し、文部科学省関係機関への情報提供や協力要請等を実施
- ・ 1月23日、文部科学省関係機関に対する武漢市への不要不急の渡航の自粛に関して要請
- ・ 1月24日、教育委員会や大学等に対し、手洗い等の感染対策を含めた注意喚起の事務連絡を発出。
- ・ 1月28日、教育委員会や大学等に対し、感染症にかかった児童生徒等への出席停止の扱い等について事務連絡を発出
- ・ 1月29日、教育委員会や大学等に対し、中国から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出

（8）厚生労働省

- ・ 1月6日、自治体、医師会、検疫所に対し、中華人民共和国湖北省武漢

市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起を実施

- ・ 1月17日、自治体、医師会、検疫所、航空会社に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起を実施
- ・ 1月22日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症について、協力を依頼
- ・ 1月23日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関する検査対応について、協力を依頼
- ・ 1月23日、自治体に対し、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力を依頼
- ・ 1月23日、検疫所に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について依頼
- ・ 1月23日、航空会社等に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力を依頼
- ・ 1月24日、出入国在留管理庁に対し、新型コロナウイルスに関連した感染症の周知等の徹底について協力を依頼
- ・ 1月28日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症と定める政令を閣議決定
- ・ 1月28日、関係団体に対し、マスクの安定供給等について協力を依頼

(9) 農林水産省

- ・ 1月24日、所管する関係団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(内閣官房)」ポータルサイト設置について周知
- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、帰国希望調査(外務省)について周知

(10) 経済産業省

- ・ 1月24日、所管する業界団体等に対し、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(内閣官房)」ポータルサイト設置について周知
- ・ 1月26日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人のみなさまへ(帰国希望者調査(その1))(外務省)」について周知
- ・ 1月27日、所管する業界団体等に対し、「湖北省に在留している邦人のみなさまへ(帰国希望者調査(その2))(外務省)」について周知
- ・ 1月27日、大臣より帰国希望調査について中小企業関係団体等に周知

(11) 国土交通省

- ・ 1月16日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を发出

- ・ 1月20日、航空局から、武漢市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施について協力要請を发出
- ・ 1月21日、関係閣僚会議後、直ちに国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供、水際対策の徹底等について指示を发出
- ・ 1月21日、海事局、港湾局、航空局、観光庁から、業界団体等に対し、感染対策に係る水際対策の徹底について協力要請を发出
- ・ 1月21日、自動車局から、業界団体に対し、感染対策に係る要請を发出
- ・ 1月22日、観光庁から、JNTO認定観光案内所に対し、感染対策に係る協力要請を发出
- ・ 1月22日、航空局から、武漢市からに加え、上海市からの直行便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「質問表」及び「健康カード」の配布について協力要請を发出
- ・ 1月22日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、感染対策を周知
- ・ 1月23日、航空局から、中華人民共和国から本邦到着便を就航する航空会社に対し、機内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を发出
- ・ 1月24日、関係閣僚会議後、国土交通省幹部会議を開催し、国土交通大臣から関係局に対して、迅速かつ的確な情報提供の継続、航空機内・船内における「健康カード」、アナウンスの中国全便への拡大などの一層の水際対策への協力、入国後に発症した外国人旅行者の医療機関受診についての宿泊施設への周知、空港・港湾職員の感染予防対策及びこれらの措置の確実な実施に向けた状況把握について指示を发出
- ・ 1月24日、海事局から、業界団体、外国のクルーズ客船会社の日本代理店等に対し、中華人民共和国発着の外航客船、クルーズ客船における船内アナウンスの実施と「健康カード」の配布について協力要請を发出するとともに、各船舶での対応状況を個別に確認する取組を開始
- ・ 1月24日、港湾局から、港湾管理者及び業界団体に対し、検疫所との連携及び感染対策に係る協力要請を发出するとともに、厚生労働省に対し、クルーズ船の入港予定情報を提供。
- ・ 1月24日、航空局から、業界団体に対し、感染対策に係る協力要請を发出
- ・ 1月24日、観光庁から、宿泊業関係団体、関係自治体、観光協会、JNTO認定観光案内所、中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会に対し、感染対策に係る協力要請及び旅行業協会に対し、外務省が湖北省全域の感染症危険情報をレベル3に引き上げたことによりツアーの企画・

催行について中止の要請を発出

- ・1月27日、港湾局から、港湾管理者に対し、CIQ官署等も含めた既存の関係機関会議を活用した情報共有等の実施に係る協力要請を発出するとともに、関係省庁等に対し、春節期間中のクルーズ船の寄港状況に係る情報を提供。
- ・1月27日、観光庁から、宿泊業関係団体に対し、新型コロナウイルスに関する対策ポイント、症状が発現した場合の行動等、宿泊者への情報提供のためのチラシの配布を要請
- ・1月28日、観光庁HPに、官邸HPの感染対策特集ページのリンクを貼るとともに観光庁ツイッターにも掲載
- ・1月28日、自動車局から、バス・タクシー団体に対し、感染対策に係る更なる周知徹底を図るとともに、従業員に感染が確認された場合に国交省に報告するよう要請
- ・1月29日、海事局から、業界団体等に対し、国内でのまん延防止のための措置の徹底を要請する文書を発出
- ・1月29日、鉄道局から、鉄軌道事業者に対し、改めて感染対策に係る周知徹底を図るとともに、従業員に感染が確認された場合に報告するよう要請

(12) 環境省

- ・1月22日、自治体、廃棄物処理業界団体及び医師会に対し、新型コロナウイルスを始めとする感染症に係る廃棄物の適正な処理について、通知を発出
- ・1月23日、世界遺産センター関係において、入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置及び感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙の掲示の措置を、各地方環境事務所に指示。
- ・1月24日、国民公園関係において、入園者が使用できる手指の消毒液を休憩所内等に設置及び感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙の掲示を実施。
- ・1月24日、国立公園関係において、ビジターセンター等の利用者が使用できる手指の消毒液を出入り口等に設置及び感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙の掲示の措置を、各地方環境事務所に指示。
- ・1月24日、野生生物保護センター等の利用者が使用できる手指の消毒液を出入り口等に設置及び感染予防のため消毒液の利用を推奨する張り紙の掲示の措置を、各地方環境事務所に指示。

(13) 防衛省

- ・1月23日、所管する医療機関に対し、新型コロナウイルスに関する検査

対応について、通知を発出

- ・ 1月24日、防衛省職員に対し、新型コロナウイルスの感染予防の徹底等に関して、通知を発出
- ・ 1月29日、厚労省からの依頼を受け、チャーター機第2便に自衛隊の看護官2名が搭乗し、機内の検疫支援を実施